

平成27年第3回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開 会 平成27年 9月 7日

閉 会 平成27年 9月11日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（9月11日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	森 弘 美 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	坂 本 豊 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 1名

6番 山 舘 清 剛 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	小 松 生 佳 君
総 務 課 長	坂 本 亮 君
税 務 課 長	佐 井 邦 彦 君
住 民 課 長	柿 崎 真 人 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	越 田 茂 弘 君
産 業 振 興 課 長	中 川 悟 君
建 設 課 長	大 川 誠 治 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 坂 本 勝 教 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

4 番 柿 崎 裕 二 君

1 番 坂 本 豊 君

議事日程（第3号）

- 第 1 議案第54号 平成26年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 2 議案第55号 平成26年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 3 議案第56号 平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 4 議案第57号 平成26年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 5 議案第58号 平成26年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 6 議案第59号 平成26年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 7 議案第60号 平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 8 議案第61号 平成27年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）案
- 第 9 議案第62号 平成27年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案
- 第10 議案第63号 平成27年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第11 議案第64号 平成27年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案
- 第12 議案第65号 平成27年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第13 議案第66号 平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 第14 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時44分 開議

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、昨日の一般質問で不穏当な発言があったということで本人から訂正の申し出がありましたので、議事録から削除することを、ここでお伝えいたします。

日程第1 議案第54号 平成26年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件

日程第2 議案第55号 平成26年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

日程第3 議案第56号 平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

日程第4 議案第57号 平成26年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

日程第5 議案第58号 平成26年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

日程第6 議案第59号 平成26年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

日程第7 議案第60号 平成26年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

○議長（藤田修一君） 日程第1、議案第54号平成26年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件から、日程第7、議案第60号平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件までの7案を一括議題といたします。

この7案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会に付託して審議されましたので、その結果について委員長より報告を求めます。

○決算特別委員会委員長（木村 修君） 決算特別委員会の審査の結果について報告します。

去る9月7日、平成27年第3回定例会の初日に付託された議案第54号から議案第60号までの平成26年度各会計決算7案について、9月7日・8日の2日間にわたり審査した

ところ、採決の結果、平成26年度蓬田村一般会計歳入歳出決算外6案は多数をもって認定すべきものと決しましたことを報告いたします。

○議長（藤田修一君） これより議案に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5人）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第54号平成26年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第55号平成26年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5人）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第56号平成26年度蓬田村国民健康保特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第57号平成26年度蓬田村簡易水道事

業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5人)

○議長(藤田修一君) 起立多数です。よって、議案第58号平成26年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、議案第59号平成26年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5人)

○議長(藤田修一君) 起立多数です。よって、議案第60号平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第8 議案第61号 平成27年度蓬田村一般会計補正予算(第3号)案

○議長(藤田修一君) 日程第8、議案第61号平成27年度蓬田村一般会計補正予算(第3号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(坂本 亮君) 議案第61号、平成27年度蓬田村一般会計補正予算(第3号)。

平成27年度蓬田村の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,052万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,616万6,000円とする。以上であります。

まず、総務課のほうから説明させていただきます。歳出のほうであります、11ページをお開きいただきます。

総務課、総務管理費であります、19の負担金補助及び交付金のうち通知カード個人番号カード関連事務負担金であります、これはカードの作成、発送等にかかる費用107万8,000円を計上してございます。

次に、12ページをお開きいただきます。

財産管理費、委託料の中間サーバー接続端末機器導入委託料、これに103万7,000円、これについては全国を東と西に分けて、そのうち東日本1カ所、官公庁のネットワーク化を設けてマイナンバー制の情報等のやりとり、セキュリティも当然含むわけですが、それらの業務を導入する委託料でございます。次に、工事費であります、旗ポール設置工事費146万7,000円、これは役場前に前回、平成24年度までは国旗の掲揚台ございましたが、撤去されてありませんので、今回補正で計上いたしております。次に、18パソコン購入費、これは古いパソコンでありますので、4台を更新いたします。

次に、企画費のうち備品購入費であります、コミュニティバス等の各自治会にバス停ありますが、その停留所用のベンチの購入費、16脚35万2,000円を計上してございます。次に、同じく19節負担金補助及び交付金のうち地方再生市町村連携事業負担金143万円を計上してありますが、これは村では26年度予算を繰り越しして地方創生の関係を今現在進めていますが、27年度に入りまして青森市を中心とする、圏域からをやる事業がありまして、これが上乗せ金といたしまして交付されます。これに青森市を中心に東青管内全町村これに参加するということになりまして、一応今のところでありまして農業移住、新規農業サポート関係で85万7,000円、もう一つが青森と首都圏をつなぐビジネス交流拠点事業といたしまして57万3,000円、合計143万円を計上してございます。これは国からの補助35万9,000円に村の持ち出し7万1,000円を追加して計上してございます。以上でございます。――失礼しました。

もう一つ、13ページお開きいただきます。13ページの2款総務費国政調査費であります、今回10月1日を基準にパソコンでやる場合については、もうきのうあたりから調査員が各毎戸回ってます。自筆で書く場合についてはパソコンで提出が終わってからになりますけども、これの国政調査にかかる費用を今回報酬から使用料まで県の基準に合

わせまして今回標準的な予算計上でございますが、載せてございます。

次に、18ページをお開きいただきます。9款消防費であります。1非常備消防費のうち大倉岳避難小屋が大分老朽化いたしまして、原材料費といたしまして10万円を計上してございます。

次に、消防施設といたしまして屯所外壁張替工事費64万3,000円、これは第4分団であります。海風をまともに受けるところでありまして大分外壁が傷んでございます。その張りかえ工事をする経費として計上してございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） それでは、住民課関係の主なものについてご説明をさせていただきます。13ページお開き願います。

上段、1目戸籍住民基本台帳費12節役務費ですが、通知カードの再交付に伴う作成手数料といたしまして4万8,000円を計上しております。6カ月分、郵送料込みで60件を見込んでおります。また、その下の14節使用料及び賃借料に12万8,000円を計上しておりますが、これは本年10月5日以降他市町村から転入される方あるいは村内で転居した方の通知カードとその後申請により交付されます個人番号カードに新しい住所を印字するための機器の賃借料でございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 健康福祉課関係の主な項目について説明させていただきます。15ページをお願いします。

下段、4款1項5目市町村保健対策推進費1節報酬であります。健康づくり推進委員報酬9万円。次、9節旅費、費用弁償の分ですが、4万6,000円、これは当初で2回分の報償を見ておりましたが、3回分を追加して今計上しております。

次に、9目ふれあいセンター費であります。これはふれあいセンターの大広間に空調設備を設置するため199万6,000円を計上しております。内訳としまして、委託料44万円、工事請負費155万6,000円、これは県の補助金3分の2の充当であります。以上です。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 産業振興課にかかわる主なる予算について説明いたします。10ページをお開きください。

歳入です。14款2項3目1節機構集積協力金交付事業費補助金190万円を計上しております。

その２段下の15款２項２目１節分収造林間伐材等売払収入1,079万9,000円を計上しております。

次に、歳出です。16ページをお開きください。

6款１項９目19節経営転換協力金90万円を計上しております。これについては、2件分を見込んでおります。耕作者集積、その下、耕作者集積協力金100万円を計上しております。これは5ヘクタール分を見込んで計上しております。

一番下の6款２項１目19節分収造林間伐材等交付金756万円を計上しております。これは歳入で計上した蓬田山分収造林等売払収入のうち蓬田フン林組合へ支出するものがあります。以上です。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） それでは、建設課関係についてご説明いたします。

歳出、12ページをお開き願います。

2・1・12戸建て住宅管理費、11需用費⑥修繕料25万円、これは大館住宅の修繕料になります。

次に、16ページお願いいたします。6・1・5・15工事、農地費の工事請負費、応急工事費284万7,000円を計上しております。内容は農業用施設の応急、維持工事費として100万円、広瀬地区の農地の応急工事費２件184万7,000円を計上しております。

次、17ページになります。8・2・1道路維持費13委託料30万円、この内容はオオザワ地区２路線、広瀬地区１路線を改良するための概略設計の委託料になります。その下、15工事請負費、村道維持管理工事費として100万円を計上しております。

8・2・2除排雪費22補償補填及び賠償金、除排雪による構造物の破損補償費として200万円、これは当初予算で200万円計上しておりましたが、雪解けに伴い水田への石の除去、舗装補修等９件、172万円を支出しております。今後に対応するための計上でございます。

18ページお開き願います。

8・4・1住宅管理費11需用費⑥修繕料80万7,000円、これは宮本団地からの退去予定の方が３件ございます。その部屋の模様がえ等に係る修繕費として計上しております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 教育委員会の主なるものをご説明いたします。19ページをお

開きください。

中段の表です。10款3項1目15節工事請負費、蓬田中学校校舎屋根塗装整備工事費、今回蓬田中学校で非常階段の撤去とかソーラーシステムの設置とかの2件工事が入りましたけども、その際屋上まで、屋上とか屋根まで上ってみたところ、トタンが相当傷んでると、このままではちょっとすればまたさびあがったり穴があけば大変なことになるということで今回足場を組んでる段階で塗装したほうがいいんじゃないかと、それで足場工事のほうを若干おくらせながら塗装に向けて工事をしたいということで今回計上いたしました。

それから、一番下の表ですけども、10款5項3目15工事請負費、ふるさとセンターの関係ですけども、非常階段になっている外から直接2階に上がる階段があるわけですけども、それに全部踏み板としてタイルが使われております。このタイルがほとんど壊れたり剥がれたりしております、主に雪の氷によるものが原因かとも思いますけども、そろそろ直しておかないことには鉄骨のほうまで影響が出る可能性もありますので、今回タイルを全面張りかえる、ほとんど使えるものについては残しながら張りかえを行いたいと思っております。

それから煙突壁整備工事、ボイラーから直接煙突が屋根に抜けてるわけですけども、その煙突はコンクリート板及びサイディングの厚いようなもので囲んでいるわけですけども、勾配が南から北へ勾配がついておりまして、南側の壁が割れたりなんかしております。そこを一応直したいと、それで47万円を計上しております。

それから、20ページの一番上の表です。文化伝承館の工事費です。文化伝承館の屋根が大分塗装も剥げて、一部穴あいてるところもあります。穴の補修だけまず考えたんですけど、長尺のトタンでずっと1枚のトタンで全部ふいてるものですから、途中だけ直しても多分その後またいくんじゃないかということで、今回全面、坑道部分ですけど、坑道の屋根の全面張りかえということで計上しました。

それから、中の表の一番下の施設費、4目施設費です。学校給食センター特別会計への繰出金ですけど、94万6,000円を減額しております。以上、主なるものです。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 総務課関係で掲揚台の設置予算146万ありますけども、村長にお聞きいたしますけども、この掲揚台というのは地方自治体が義務づけられている設置項目なんですか。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 国旗・国歌制定法という形の中では、ただ国旗と国歌、国の歌を定めているだけであります。これは義務的にやるべきものということには定まってはいませんけども、学校等の通達の中で、やはりこれは設置すべきであるというような答申、協議会の提案に答申をいただいています。もちろん地方公共団体におきましては、あらゆる施設において国旗を掲揚できるようにすべきものというふうに私は考えております。これまで法律があったからやった、なかったからやらなかった、そういった問題ではないんじゃないかなというふうに思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 地方自治法という法律がありますが、その法律を見ましても、この掲揚台のことは一切書かれていないわけです。つまり地方自治法にもないものを設置するということは必要のないということになるわけです。日の丸とか国旗とかいいますが、最近になって法律が制定されました。日の丸や君が代に関しては戦前の悲惨な侵略戦争のシンボルとしてうたわれたということで、国民の中にはこれに拒否反応を示す人もたくさんいるわけです。自民党はそれと全く逆で、今の戦争ファンに結びつけ、安倍総理に至っては道徳教育まで持ちだそうとして、戦前の教育にまた戻ろうとしてるわけですね。

私たち小学校に入ったときは毎日小学校のところで君が代を歌わされました。小さい子どもでしたから何のことかわからず、楽しんで毎日君が代を歌っておりましたけども、最近になってこれはやっぱり当時の大人たちがやらせたことだなと今思ってるわけです。

国民の中にそういう拒否反応を示す人がいるということを考えれば、昨日の一般質問においても行われましたけども、その前にもう既に予算化されていたわけです。村長においては、議員に対してこういう質問をするようお願いしたのか、それについても伺いをいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 坂本議員の、ちょっと私、昨日においても一般質問でというのがちょっと私の飲み込めないんでございますけども、今の質問の中でお答えしますと、私は国歌、国の歌、国旗、国の旗、これについて制定されている以上はやっぱりこれは掲揚すべきものだというふうに私は考えています。特にイデオロギー、観念的とか、あるいは思想信条に基づくような考え方というのは、私は取り入れておりません。やっぱ

り国民・村民にとっては、それに対して拒否する方もあるかもしれませんが、やはりそれを掲揚すべきという人もまたあるわけでありまして、その人数がどうかという議論ではなく、やっぱり国の法に従ってやっぱり国旗を掲げるべきだというのが私の考えであります。以上です。（「議長、最後の質問のほう答弁ないです」の声あり）

○議長（藤田修一君） その最後の質問、もう一度お願いします。

○5番（坂本 豊君） もう既にこの国旗掲揚台の予算化がされていきましたよね。それで昨日の一般質問があったわけですが、これは何か関連があると私は思ったわけですが、その関係についてはどのように考えてるのか。答弁をお願いします。（「休憩をお願いします」の声あり）

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

村長。

○村長（久慈修一君） そういう話は一切ございません。そういう話っていうか、話をしただけで一般質問をしたということのようでございますけれども、一切情報は交換しておりません。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑。久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 11ページをお開きください。2款8節弁護士報償費が1万7,000円載っかってるんですけども、総務課長のほうから説明ありませんでしたので、何の弁護士代なのかなと思ってお聞きいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 行政関係ということで訴訟までいきませんが、そういう感じになった場合、弁護士に相談すると、そういうための費用でありますけれども、この表については、これから起こり得るだろうということで、この1万7,000円のうちの半分は予備で取ってございます。もう一つの半分の8,500円のほうは、一応相談してありますので、弁護士に相談して、2つの相談する予定で、これから今後そういう訴訟等あった場合に弁護士に相談する予定で計上してるわけです。2件分です。大体1時間8,500円ぐらいですので、2件であれば、1時間、2時間で1万7,000円、これがそういう訴訟

等があった場合に弁護士に相談する費用として計上しております。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 内訳の説明はおおむねわかりましたけども、今までこういう訴訟があった場合なんかのためにっていう事前に弁護士相談料みたいな形で載っかってきた記憶ないと思うんですけども、何かそういう、例えば訴訟起こされる可能性を秘めてるような発言なんですけども、何かそういうのがあるんですか。村のほうでそれとも訴えられる可能性とか、何かそういったイメージ的な発想が思い浮かぶんですけど、これ認めるのは簡単ですけども、認めるのは簡単ですけども、やっぱりその辺きちっと内訳わからないのに我々起立するにもちょっと抵抗がございますので、何も別に隠さず、どこかで事が何か起こってるかとか、お知らせ願えれば助かるんですけど。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） この1万7,000円については、今後起これば相談する費用ということです。過去に1回か2回、相談されてる例がありますけども、当初から持っていないと、やっぱり予算上ぐあい悪いということで今回載せてます。以上です。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 次の12ページをお開きください。18節ですね、スチーム洗車機購入費とありますけども、今現在のスチーム洗車機がすっかりだめになってしまって新しいを購入するということによろしいんでしょうかね。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 済みません。これについても、事前に説明しなくて申しわけありませんでした。

役場の前に置かれている、大分古くなって、もう部品がないということで、だましましといたしますか、使ってきましたけども、もうとうとうだめということで新たに新規で計上することにいたしました。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） わかりました。ちょっと自動車管理費なもので関連で申しわけございませんけど、お聞きいたしますけど、コミュニティバス、コミュニティバスの納車が、何か納期が車検ついてるうちに間に合わない、そういうことをちらっと耳にしたんですけど、いつごろ納車で、どのぐらい間に合わないのか、ちょっとお答えいただければ助かりますけど。（「済みません。暫時休憩お願いします」の声あり）

○議長（藤田修一君） 暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 入札がちょっと若干延びまして、8月の末に入札になりました。

その関係で納車についても、中型ということで1月末まで一応かかると。車検が11月ですので、これは全然間に合わないということで、それまで車検を取って運行するというふうなことにする予定です。以上です。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 答弁、ご苦労さまです。

今お聞きしますと、当然村民の方が困るわけですよね。村民の皆さんが困るわけですから、既存のコミュニティバスに、車検を切れますから取らざるを得ないということになりますけども、これが個人が、個人の方が車買った場合、自分の車が車検切れるのに新しい新車買うのに、わざわざ車検取りませんよね。

やはりきのうも私、少し大きな声出して申しわけなかったとは思いますが、やはり税金を有効に使うということを念頭に考えて、そういうことのないように気をつけなければならないのではないかと、そう思いますが、総務課長、答弁お願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） もちろんそのとおりであります。大分納期がおくれますので、そういう意味では12月、11月、1月ですね、2カ月ちょっとですけども、車検を取りまして、車検取った後には新車が入りまして、じゃそのもの、車検取った車どうするんだというようなことになっていきますけども、それについてもこちらで吟味いたしまして売却等できるだけ高く買い取っていただければ問題ないのでしょうか、車検あるなしで違うのでしょうか、その辺は私のほうで責任をもって、新車が入るので、あるいは納車の車検取ったコミュニティバスについても、責任をもって事務処理をさせていただきたいと思っております。

○議長（藤田修一君） ほかに質問ありませんか。坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 17ページの除排雪費の補償費、先ほど200万円追加の説明があり

ましたけども、もう既に170万ほど補償に使ってるという説明でありました。私、これ予算を見たときに、当初予算で200万円計上して、さらに200万円追加して400万円という金額はかなり異常だなというふうに思ったわけです。作業員の賃金が568万でしたか、それに匹敵する金額400万円を補償費に充てるということは、私は問題があると、そういうふうに思います。

もし、作業員がふなれで物を壊すということになれば、むしろ作業員をふやしたほうがむしろいいのではないかと。この補償費があれば、半分もあれば2人、しいては3人の作業員をふやすこともできるわけです。毎年このように400万円もの補償費を注ぎ込むということは、私はナンセンスだと思いますよ。民間では考えられないことではないでしょうか。この辺について答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） これは決算特別委員会でもあったわけですが、平成24年度が160万、平成25年度が180万ということで平成26年度の決算で330万ということで34件ということでありまして、またことしの雪解けから見て、今170使ってるということで、オペレーターがふなれということもありますし、11月に大雪が降ったというあれもありますけども、今後ですね、200万計上したわけですが、幾らでも少ない予算支出ということで考えて、オペレーターも教育していきたいということで考えています。以上です。（「作業員をふやすことについて」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質問者から、作業員を現在の態勢よりも、これほど物を壊すのであれば作業員をふやしたほうがいいんじゃないかというふうな発言がありましたけども、そのことについて答弁願います。（「休憩」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

村長。

○村長（久慈修一君） 除雪の補償費が多額にわたっているということでふなれなのではないか、あるいは忙しくてそういうふうな、いわば、何ていうんですか、物を壊してるのではないかとということでございます。その中で作業員をふやせばどうかということの

質問でございますが、これについてはことしの、ことしの5月ぐらいに担当の、除雪の担当のほうと話をしまして作業員をふやせばいいんじゃないのと。というのは、今これから残渣処理場の除雪だとか、あるいは住宅団地の延長のふえたという問題とか、そういったことを考えれば過重になってるんじゃないか。だから朝の、朝のとか夜の12時近辺から出動したり、そういったことになれば、やっぱり作業員そのものも大変疲れて、結局事故とか、あるいはそういったものにつながるんじゃないのかということで相談はいたしました。交代で休むという方法もあるんですが、やはりもう一台除雪機械を購入して、その上で1人当たりの作業量を減らすという方向で検討したいということで話は進めています。

したがって、いわゆる補助金の、積寒の補助金、積雪寒冷自治体の補助金、これでもらえるものがあればもらうように補助の申請をしてみてくださいということでやってます。もしこれが対応、補助の対象にならなければ別な形の交付金なりを使って、これを解消できないかということで5月、私の記憶では連休明けだったと思っておりますが、そういう検討を加えております。

ですので、作業員を1人例えばやったとしても、機械の数がなければその回転の問題があると。それよりも1人当たりの作業量を減らすということが大切であろうと思って、そういうふうな考えを今担当の者とは話進めていますので、具体的にここで作業員1名ふやしますというふうには簡単には言えないというふうに思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 確認いたしますけども、たしか昨年でしたか、作業員を1名ふやす、そして除雪機械も1台ふやすということであったと思いますけども、現在の作業員数と、その除雪機械数は何台かお聞きします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 機械が7台、作業員が7人になっております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 前から作業員の話聞いても、かなり仕事がきついという話をされる人もおります。ですから長続きしない、毎年仕事をしたいという人が少なくなってきて1年限りでやめてしまう人も作業員もかなりいるわけで、その都度新人を入れるのでふなれな作業体系になってしまう、その原因もあると思います。同じ人が長年、ベテ

ランになるほど勤務できるような勤務態勢をつくるということも大事だと思っておりますので、その辺をぜひ配慮していただきたいと思っております。

村長が、今ここで人数を具体的にふやすという答弁はできないということでありましたので、前から言っておることなので、機械がふえれば新しい車庫も必要になるので、早急にこの事業は進めていってほしいと思っております。最後に答弁ありましたらお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私も全くそのつもりで今検討はしております。いろいろと用地の問題、場所の問題があつて、車庫の問題につきましてはちょっと具体的に決めかねておりますけれども、除雪機械が購入できれば作業員を当然ふやして1人当たりの除雪量を減らしていくという考えでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（藤田修一君） ほかに質問ありませんか。久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 16ページお願いします。6款農地費載っておりますけれども、広瀬地区って担当課長のほうから言われたと思うんですけど、広瀬地区は改良区に所属してないので、これでそれで受益者負担みたいなものは発生してないように思われるんですけど、ご説明願いたいと思っております。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 済みませんでした。私、歳入のほうを説明していませんでした。9ページお聞き願います。

9ページの歳入のところの11・1・4・1、真ん中辺ですけども、農地費負担金ということで農地応急工事費受益者負担金ということで改良区以外でありますので、工事費の8%を受益者から負担金としていただいておりますということですので。以上であります。

○議長（藤田修一君） ほかにありませんか。木村 修君。

○7番（木村 修君） 16ページ、6款農林水産業費分収林間伐材等交付金、収入のところでは1,079万9,000円、売り払い収入入ってますが、売り払い先はどこなのかわかるか。そして、地元の分収林組合、それから役場あるいは営林署との収入の、売り払い収入の割合、どれぐらいになってるのかお聞きします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） まず、歳入の割合ですけども、分収林の間伐材を売った代金の2割を国、8割が村の収入として見込んでおりまして、村が2割4分をいただき

まして、組合のほうに5割6分を交付することとなっております。売り払い先のほうにつきましては、森林管理署のほうでやっておりますので、うちのほうでちょっとそこまでは把握しておりません。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 今回の補正予算には反対をいたします。

1つは、国旗掲揚台の予算が組まれていることと、マイナンバー関係の予算等があること、これがあるので反対をいたします。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立4名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第62号 平成27年度蓬田村学校給食センター特別会計補正 予算（第2号）案

○議長（藤田修一君） 日程第9、議案第62号平成27年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 議案第62号、平成27年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ95万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,239万9,000円とします。

3ページごらんください。歳入です。繰入金が94万6,000円の減です。繰越金が8,000円の減です。合計で95万4,000円の減となります。

それから、最後のページ、6ページごらんください。歳出の部分です。11節消耗品を45万4,000円減としました。それから、18節備品購入費50万円の減としました。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第63号 平成27年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

○議長（藤田修一君） 日程第10、議案第63号平成27年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 議案第63号、平成27年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出総予算額に1,283万8,000円を追加し、予算総額を5億2,731万5,000円とするものでございます。

7ページお開き願います。歳出です。

上段、1目一般管理費の13節委託料にデータヘルス計画作業業務委託料282万円を計上しておりますが、これは国保の保健事業を実施するための計画書作成経費でございます。

下段、2目及び4目の退職被保険者等療養給付費と療養費を合わせた410万円につきましては、今後の給付費を推計した結果、予算不足が見込まれたため計上したものでござ

ざいます。

次のページをお開き願います。上段、2目退職被保険者等高額療養費の250万でございますが、これも予算不足が見込まれるため計上したものでございます。

その下、中段の後期高齢者支援金と下段の介護納付金につきましては、平成27年度の納付額が確定したことに伴い、計上したものでございます。

なお、その他人件費につきましても所要の予算措置を行っております。

なお、歳入につきましては、国保税、国庫支出金等各費目で歳出対応財源額を計上してございます。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第63号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第64号 平成27年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

○議長（藤田修一君） 日程第4、議案第50号平成27年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 議案第64号、平成27年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度蓬田村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、予算の総額を

それぞれ1億548万円とする。

6ページをお開き願います。

歳出。一般管理費になります。2給料から19負担金補助及び交付金まで職員の人件費に増減が生じたため補正するものであります。以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第65号 平成27年度蓬田村介護保険特別会計補正予算
（第2号）案

○議長（藤田修一君） 日程第12、議案第65号平成27年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 議案第65号、平成27年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出総額に341万7,000円を追加し、予算総額を4億8,530万円とするものでございます。

6ページお開き願います。

上段、1目第1号被保険者保険料還付金30万9,000円は過年度分の保険料の還付金の見込み額でございます。その下の償還金ですが、これは支払基金交付金、国庫支出金、県支出金の平成26年度分の精算に伴う返還金といたしまして286万3,000円を計上してございます。

なお、歳入につきましては、繰入金等各費目で歳出対応財源額を計上してございます。
以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第66号 平成27年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正
予算（第1号）案

○議長（藤田修一君） 日程第13、議案第66号平成27年度蓬田村後期高齢者医療特別会計
補正予算（第1号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 議案第66号、平成27年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正
予算（第1号）。

平成27年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算総額
に75万8,000円を追加し、予算総額を8,696万2,000円とするものでございます。

6ページお開き願います。

中段、1目保険料還付金の55万円ですが、これは過年度分の保険料還付金の見込み額
を計上したものでございます。その他人件費につきましても所要の予算措置を講じてお
ります。

なお、歳入につきましては、繰入金及び繰越金で歳出対応財源額を計上してございま
す。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第14 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

○議長(藤田修一君) 日程第14、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤田修一君) ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付託された議案の審議は全て終了いたしました。

閉会するに当たり、村長より挨拶をお願いいたします。

○村長(久慈修一君) 平成27年9月村議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

今定例会では、平成26年度決算のご審議、そしてご承認、その他単項案並びに補正予算につきましても可決を賜りまして、まことにありがとうございました。

さて、本日もテレビ放映されておりますが、栃木茨城両県で50年に一度といわれる大雨が降り、きのうの昼過ぎから放映されておりますように鬼怒川の堤防が決壊し、多数の死者が出ております。亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに私どもの村にもそのような災害がないように心から祈念しております。

我が村では大規模災害というのが近年出ておりませんが、災害はいつ発生するかわか

らないわけでございます。一般質問にもございましたように、これら災害に迅速に対処すべく災害に対する対策を緊急に整備しなきゃいけないということを、痛切に感じたところでございます。

議会におきましては、その他予算・決算関連、一般質問で出されましたように行政課題はたくさんございます。できるだけ早くこれらを解決するように努力してまいりますので、引き続き村議会の皆様方のご理解とご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

実りの秋となりまして、各位におかれましては大変忙しい時期となります。健康にご留意されまして事故などに遭わないように注意されまして、ご活躍くださるよう祈念申し上げて挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（藤田修一君） これをもちまして、平成27年度第3回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時59分 閉会

上記会議の経過は、事務局長坂本勝教が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員